

第3回 加賀市歴史的風致維持向上協議会 議事録

1. 日 時 令和2年11月18日(水) 10:00～11:10

2. 場 所 大聖寺地区会館 2階大会議室

3. 出席者 委員 8名

(会長) 馬場先 恵子

(副会長) 長谷川 孝徳

西出 正光

佐野 立子

山口 隆治

荒木 優子

山下 幸則(代理 安 英樹)

浅井 豊弘(代理 高橋 雅憲)

オブザーバー 1名

小嶋 綾子

事務局 10名

加賀市建設部都市計画課、観光推進部文化振興課

4. 次 第

1) 開 会

2) 建設部長、観光推進部長あいさつ

3) 議事

(1) 歴史的風致維持向上計画(案)の修正について

(2) 意見公募結果について

4) その他

5) 閉 会

5. 傍聴者など なし

6. 議事内容

◆事務局

本日は、ご多用のところお集まりいただきありがとうございます。

只今より、第3回加賀市歴史的風致維持向上協議会を開会いたします。

委員総数10名中、8名の方にご出席をいただき、「加賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱」第6条第2項の会議成立要件を満たしていることをご報告いたします。

開会にあたりまして、建設部長 嶽野がご挨拶申し上げます。

◆建設部長

おはようございます。加賀市歴史的風致維持向上協議会の皆様、この度は、ご多忙のなかご参集いただき、誠にありがとうございます。

加賀市歴史的風致維持向上計画の作成にあたっては、国との協議、そして、本協議会での委員の皆様からのご意見、アドバイスを賜りながら進めてまいりました。今年の9月には、広く市民の皆さまから意見をいただくため、パブリックコメントを実施し、今回、第3回目の協議会を開催する運びとなりました。

先般、歴史文化を活かしたまちづくりの気運をさらに高めるため、北陸ブロックにおいて、第1回の北陸歴史まちづくりサミットが金沢市で開催されました。現在、北陸では、4つの市が歴まち計画の認定を受けており、石川県では金沢市、富山県では高岡市、新潟県では、村上市、佐渡市です。各市それぞれが、地域の個性を活かした歴史まちづくり施策を進めており、当市におきましても、認定都市となり、あとに続いていきたいと考えております。

また、コロナウイルス禍による生活様式の変化など社会をとりまく環境も大きく変わっていきななかで、地域特有の歴史的風致を維持向上していくためには、広い視野で考えることが必要であり、強い危機感を抱きながら取り組んでいかなければならないと認識しております。

歴史的風致の継続的な維持向上が、市民のみなさん一人一人のふるさとへの誇り、そして心の豊かさになり、加賀市らしい「人づくり」と「地域づくり」を目指すものとなりますよう、委員の皆様におかれましては、様々な視点からのご意見、アドバイスを賜りますようお願い申し上げ、私からのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆事務局

続いて、観光推進部長 中村がご挨拶申し上げます。

◆観光推進部長

おはようございます。観光推進部長の中村です。私は、第1回、第2回の協議会には出席できませんでしたが、加賀市歴史的風致維持向上計画の策定も終盤に来ておりますので、皆様のご意見を確認したく出席させていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆事務局

本日は、お手元の資料に基づき、進行してまいります。

ここで、資料のご確認をお願いします。

まず、本日の「次第」、「協議会委員名簿」、加賀市歴史的風致維持向上計画の「目次」。次に、事前に郵送しました「加賀市歴史的風致維持向上計画の序章～第8章」、前回からの「修正事項一覧」、「加賀市歴史的風致維持向上計画（案）に対する意見公募結果」です。

不足の資料はございませんでしょうか。

議事に入る前に、オブザーバーを引き受けていただいた方のご紹介をさせていただきます。委員名簿をご覧ください。

国土交通省北陸地方整備局建政部建設専門官 小嶋綾子 様です。よろしくお願いいたします。

次に、委員の欠席をご報告いたします。

加賀市まちづくり推進協議会連合会会長 山本一穂 委員、石川県南加賀農林総合事務所所長 橘 順吉 委員は、外せない用務があり、本日欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は、石川県教育委員会文化財課課長 山下幸則 委員の代理で、同課 安英樹 様。石川県土木部都市計画課課長 浅井豊弘 委員 の代理で、同課 高橋雅憲 様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、これよりの議事進行を馬場先会長にお願いします。

◆馬場先会長

おはようございます。先日の北陸歴史まちづくりサミットは4つの市で行われ、加賀市は少し遅れを取ってしまいましたが、他に負けじと、歴史まちづくり法に則って、どんどん町を良くしてもらえたらと思います。そのための計画策定もいよいよ終盤ですので、もう一度念入りに見ていただければと思います。本日もよろしくお願いいたします。

議事（1）歴史的風致維持向上計画（案）の修正について

◆馬場先会長

議事（1）について、事務局より内容の説明をお願いします。

◆事務局

（説明）

◆馬場先会長

議事（1）について、何かご意見・ご質問はございませんか。

第1章1ページ6行目「東西約23km、南北約28kmと東西に長い形状である。」と記載していますが、長さは東西よりも南北の方が長いので、「東西に長い」という記載は削除してよいと思います。

次に、第1章49～51ページの人物の記載について、d～gの人物は、近世よりも近代に活躍した人たちなので、近代に記載すべきだと思います。また、iとjについて、五十音順にしても生まれ順にしても、jの方が前に来ると思います。

◆山口委員

しっかりとルールを決めて並べてください。

◆事務局

並べ方のルールがあるかどうかを国に確認した上、修正します。

◆馬場先会長

第1章 55 ページ 2 行目「国の登録有形文化財」と記載していますが、登録有形文化財は国のものしかないので、「国の」は不要だと思います。

第1章 55～59 ページについて、「国の重要文化財」、「国指定の重要有形民俗文化財」、「国指定の史跡」と、「国の」と表記しているものと「国指定の」と表記しているものがありますが、言葉の使い方を統一した方がよいと思います。そもそも、ここは国の文化財について記載している箇所なので、無くてもよいかもしれません。

◆事務局

記載の仕方について国に確認します。

◆長谷川委員

第1章 55 ページ 1 行目、国指定等の文化財の中に登録有形文化財が入っていますが、本来、登録よりも指定の方が優先なので、指定文化財の下に登録有形文化財がくることになります。「等」の中に、登録を入れてよいか疑問です。国指定の文化財・県指定の文化財・市指定の文化財ときて、最後に登録有形文化財としてはどうですか。

◆馬場先会長

国指定等の文化財の中には、国「選定」の重要伝統的建造物群保存地区も含まれますので、「国指定等」を「国指定・選定」としてはどうですか。

◆安代理

作成にあたっては、国の歴史的風致維持向上計画作成マニュアルに従っていると思いますので、マニュアルを確認して対応してください。

◆事務局

確認の上、対応します。

◆佐野委員

第1章 66 ページ 17 行目、「白山五院のひとつであった大聖寺」と記載していますが、「白山五院とは、柏野寺・温泉寺・極楽寺・小野坂寺・大聖寺である」と説明を追加した方がわかりやすいと思います。

◆事務局

追加します。

◆安代理

第4章2ページ目、「5. 大聖寺川・動橋川流域の生活文化にみる歴史的風致」としてありますが、構成する小風致はどれも動橋川流域のものではないですか。

◆事務局

主に動橋川流域ですが、炭焼きにみる歴史的風致のうち、杉水町が大聖寺川流域にあたるため、「大聖寺川・動橋川流域」としてあります。

◆安代理

第4章3ページ目、「3. 1) 九谷焼にみる歴史的風致」は大聖寺にあるように見えますが、山代とすべきではないですか。

◆事務局

黄色の破線で区域を示しているのですが、見にくいので修正します。

◆佐野委員

第4章2ページ目、歴史的風致として、いろいろなお祭りを挙げていますが、橋立のお祭りや片山津の源平関連の行事も挙げてはどうですか。

◆事務局

橋立のお祭りは、「4. 浜辺のいとなみにみる歴史的風致」に、片山津の源平関連の行事は、「2. 5) 片山津温泉湯のまつりにみる歴史的風致」に記載しています。

◆馬場先会長

第4章10ページ18行目、「用途地域が指定されており区域が1,396ヘクタールである。」は、「用途地域が1,396ヘクタール指定されている。」の方がわかりやすいと思います。

◆高橋代理

第4章10ページ16行目、表題を「(1) 都市計画法との連携」としてありますが、内容は立地適正化計画のことも記載しています。立地適正化計画は、都市計画法ではなく都市再生特別措置法に基づくものなので、表題を再検討してください。

◆事務局

修正します。

◆馬場先会長

第5章1ページ4行目、「国の登録有形文化財が43件」としていますが、第1章56ページ1行目では、「国の登録有形文化財の建造物は11件で、棟数の合計は43棟」としています。表記の仕方を統一してください。

◆馬場先会長

第5章3ページ下から1行目と2行目、重点区域内には、国選定の文化財は含まれておらず、また、国指定の文化財も1件だと思います。他の文化財の数についても確認してください。

◆事務局

確認し修正します。

◆安代理

第8章1ページ9行目、「復元」と記載していますが、ここでは往時の姿に戻すことを言っているので、「復原」が正しいです。

◆事務局

修正します。

議事（2）意見公募結果について

◆馬場先会長

議事の（2）について、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

（説明）

◆馬場先会長

議事（2）について何かご意見・ご質問はございませんか。

山田光教寺は、今後何か確認できる資料があったとしても、歴史的風致形成建造物としては指定できないですね。

◆事務局

はい。重点区域外に位置していますので、指定できません。

◆馬場先会長

他になければ議事はこれにて終了します。

その他、全体を通して何かご意見・ご質問等はございませんか。

◆山口委員

件数でしか上がっていない文化財もあるので、計画書の最後に資料として文化財の一覧表を掲載したらよいと思います。

◆事務局

検討します。

◆馬場先会長

他にないようですので終了します。ご審議いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

◆事務局

馬場先会長、ありがとうございました。

今回の議事録は、後日、皆様にご送付いたします。記録内容に、疑義がありましたらご連絡ください。計画策定に係る協議会は本日が最後になります。国の認定を受けた後は、協議会は、計画の進捗についてご意見をいただく場として継続させていただきます。開催は来年度を予定しておりますので、日程が決まり次第、改めてご案内させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願いします。

これを持ちまして、第3回加賀市歴史的風致維持向上協議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。